

○経済産業省令第七十一号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表（第六条関係）		別表（第六条関係）	
第一・ 二類	〔略〕	第一・ 二類	〔略〕

第九類	八類	第四く	第三類
一く十一 〔略〕		〔略〕	一 せっけん類 洗い粉 ガラス用洗浄剤 ク レンザー 化粧せっけん 工業 用せっけん シャンプー 石油 系合成洗剤 洗濯せっけん ド ライクリーニング剤 ハンドク リーナー 便器洗浄剤 ペット 用シャンプー 磨き粉 水せつ けん

第九類	八類	第四く	第三類
一く十一 〔略〕		〔略〕	一 せっけん類 愛玩動物用シャンプー 洗い 粉 ガラス用洗浄剤 クレンザ ー 化粧せっけん 工業用せつ けん シャンプー 石油系合成 洗剤 洗濯せっけん ドライク リーニング剤 ハンドクリーナ ー 便器洗浄剤 磨き粉 水せ つけん

十二 電気通信機械器具

(一) (九) 「略」

(十) 電気通信機械器具の部品及

び附属品

アンテナ イヤホン キャ

ビネット 携帯電話機用ケー

ス 携帯電話機用ストラップ

コイル 磁気テープイレー

ザー 磁気テープクリナー

磁気ヘッドイレーザ 磁

気ヘッドクリナー スピー

カー 接続器 台架類 ダイ

ヤル 蓄電器 通信機械用ヒ

十二 電気通信機械器具

(一) (九) 「略」

(十) 電気通信機械器具の部品及

び附属品

アンテナ キャビネット

携帯電話機用ストラップ コ

イル 磁気テープイレーザ

磁気テープクリナー 磁

気ヘッドイレーザ 磁気ヘ

ッドクリナー スピーカー

接続器 台架類 ダイヤル

蓄電器 通信機械用ヒュー

ズ 抵抗器 テープレコーダ

ユーズ 抵抗器 テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤 ピックアップ ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器 マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤 レコードスプレー

十三〜二十六 「略」

二十七 青写真複写機 金銭登録機 硬貨の計数用又は選別用の機械 写真複写機 製図用又は図案用の機械器具 タイムスタ

ー用テープ 転換器 配線盤 ピックアップ ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器 マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤 レコードスプレー

十三〜二十六 「略」

二十七 青写真複写機 金銭登録機 硬貨の計数用又は選別用の機械 作業記録機 写真複写機 製図用又は図案用の機械器具

第十・ 第十一類	第十二類	第十・ 第十一類	第十二類	属品
〔略〕	一～三 〔略〕	一～三 〔略〕	四 自動車並びにその部品及び附	属品
スマートフォン				
腕時計型携帯情報端末 スマ				
三十一 携帯情報端末				
二十八～三十 〔略〕				
算機 郵便切手のはり付けチェ				
ック装置				
ン プ タイムレコーダー パン				
チカードシステム機械 票数計				

第十・ 第十一類	第十二類	第十・ 第十一類	第十二類	属品
〔略〕	一～三 〔略〕	一～三 〔略〕	四 自動車並びにその部品及び附	属品
スマートフォン				
腕時計型携帯情報端末 スマ				
三十一 〔新設〕				
二十八～三十 〔略〕				
機械 票数計算機 郵便切手の				
はり付けチェック装置				
ーダー パンチカードシステム				
タイムスタンプ タイムレコ				

五 十三 「略」	(二) 「略」	ゆう車	フ ォ ー ク リ フ ト カ ー 霊 き	ー ラ ー ト ロ リ ー バ ス バ ス	ト ラ ク タ ー ト ラ ッ ク ト レ	車 ダ ン プ カ ー 図 書 館 車	車 雪 上 車 宣 伝 カ ー 装 甲	散 水 車 乗 用 車 水 陸 両 用	ク コ ン ク リ ー ト ミ キ サ ー 車	自 動 車 ク レ ー ン 付 き ト ラ ッ	貨 物 自 動 車 救 急 車 競 争	(一) 自 動 車

五 十三 「略」	(二) 「略」	ー ク リ フ ト カ ー 霊 き ゆう 車	ト ロ リ ー バ ス バ ス フ ォ	車 ト ラ ク タ ー ト レ ー ラ ー	装 甲 車 ダ ン プ カ ー 図 書 館	両 用 車 雪 上 車 宣 伝 カ ー	ー 車 散 水 車 乗 用 車 水 陸	自 動 車 コ ン ク リ ー ト ミ キ サ	貨 物 自 動 車 救 急 車 競 争	(一) 自 動 車

第十五	第十四	第十三
第十五 〔略〕	第十四 一〇三 〔略〕 四 身飾品 イヤリング カフスボタン 貴金属製き章 貴金属製バッジ 貴金属製ボンネットピン ネ クタイ留め ネクタイピン ネ ツクレス ブレスレット ペン ダント 宝石ブローチ メダル 指輪 ロケット	第十三 〔略〕

第十五	第十四	第十三
第十五 〔略〕	第十四 一〇三 〔略〕 四 身飾品 イヤリング カフスボタン 貴金属製き章 貴金属製バッジ 貴金属製ボンネットピン ネ クタイ止め ネクタイピン ネ ツクレス ブレスレット ペン ダント 宝石ブローチ メダル 指輪 ロケット	第十三 〔略〕

類	第十六	類	第十七	類	第十八
	一・二 〔略〕	三 家庭用食品包装フィルム 紙	四〇十 〔略〕	製ごみ収集用袋 プラスチック 製包装用袋	一 〔略〕 二 かばん類 折りかばん 肩掛けかばん グラッドストーン こうり 書類

類	第十六	類	第十七	類	第十八
	一・二 〔略〕	三 家庭用食品包装フィルム 紙	四〇十 〔略〕	製ごみ収集用袋 プラスチック 製包装用袋	一 〔略〕 二 かばん類 折りかばん 肩掛けかばん グラッドストーン こうり 書類

類	第二十	類	第十九
九	一〇八 「略」		入れかばん スーツケース 手 提げかばん トートバッグ ト ランク ハンドバッグ ポスト ンバッグ ランドセル リユツ クサツク 三〇八 「略」 九 ペット用被服類 「略」 十 レザークロス
九	アドバルーン 犬小屋 うち		

類	第二十	類	第十九
九	一〇八 「略」		入れかばん スーツケース 手 提げかばん トランク ハンド バッグ ポストンバッグ ラン ドセル リユツクサツク 三〇八 「略」 九 愛玩動物用被服類 「略」 「新設」
九	愛玩動物用ベッド アドバル		

わ 屋内用ブラインド 買物か
ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭
用水槽（金属製又は石製のものを除く。）
きやたつ及びはし
ご（金属製のものを除く。）
工具箱（金属製のものを除く。）
） 小鳥用巣箱 ししゅう用枠
植物の茎支持具（金属製のものを除く。）
食品見本模型
すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン
タオル用ディスプレイ（金属製のものを除く。）
つい立て 手持ち式旗ざお（金

） 犬小屋 うちわ 屋内用
ブラインド 買物かご 懐中鏡
鏡袋 額縁 家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）
きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。）
工具箱（金属製のものを除く。）
） 小鳥用
巣箱 ししゅう用枠 植物の茎
支持具（金属製のものを除く。）
） 食品見本模型 すだれ 扇子
装飾用ビーズカーテン
タオル用ディスプレイ（金属製のものを除く。）
つい立て

属製のものを除く。) ネーム
プレート及び標札(金属製のもの
を除く。) ハンガーボード
美容院用椅子 びょうぶ 日
よけ 風鈴 ベンチ ペット用
ベッド 帽子掛けかぎ(金属製
のものを除く。) マネキン人
形 木製又はプラスチック製の
立て看板 郵便受け(金属製又
は石製のものを除く。) 揺り
かご 幼児用歩行器 洋服飾り
型類 理髪用椅子

十々十四 「略」

手持ち式旗ざお(金属製のもの
を除く。) ネームプレート及
び標札(金属製のものを除く。
) ハンガーボード 美容院用
椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴
ベンチ 帽子掛けかぎ(金属
製のものを除く。) マネキン
人形 木製又はプラスチック製
の立て看板 郵便受け(金属製
又は石製のものを除く。) 揺
りかご 幼児用歩行器 洋服飾
り型類 理髪用椅子

十々十四 「略」

第二十 一〇十 「略」

一類

十一 アイロン台 植木鉢 お守

り おみくじ 化学物質を充て

んした保温保冷具 家庭園芸用

の水耕式植物栽培器 家庭用燃

え殻ふるい 紙タオル取り出し

用金属製箱 霧吹き こて台

五徳 小鳥かご 小鳥用水盤

じょうろ 寝室用簡易便器 石

炭入れ せっけん用ディスプレイ

サー 貯金箱 トイレットペー

パーホルダー ねずみ取り器

はえたたき 火消しつば へら

第二十 一〇十 「略」

一類

十一 アイロン台 愛玩動物用食

器 愛玩動物用ブラシ 植木鉢

お守り おみくじ 化学物質

を充てんした保温保冷具 家庭

園芸用の水耕式植物栽培器 家

庭用燃え殻ふるい 紙タオル取

り出し用金属製箱 霧吹き こ

て台 五徳 小鳥かご 小鳥用

水盤 じょうろ 寝室用簡易便

器 石炭入れ せっけん用ディ

スペンサー 貯金箱 トイレッ

トペーパーホルダー ねずみ取

	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	台 ペット用食器 ペット用ブ ラシ 湯かき棒 浴室用腰掛け 浴室用手おけ ろうそく消し ろうそく立て 十二・十三 〔略〕
	十三類	二・二	〔略〕			
	第二十	一〇三	〔略〕			
	四類	四	オイルクロス ゴム引防水布 ビニルクロス ラバークロス ろ過布			
		五〇十三	〔略〕			

	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	り器 はえたたき 火消しつぼ へら台 湯かき棒 浴室用腰 掛け 浴室用手おけ ろうそく 消し ろうそく立て 十二・十三 〔略〕
	十三類	二・二	〔略〕			
	第二十	一〇三	〔略〕			
	四類	四	オイルクロス ゴム引防水布 ビニルクロス ラバークロス レザークロス ろ過布			
		五〇十三	〔略〕			

第二十
一 被服

五類

(一) 洋服

イブニングドレス 学生服

子供服 作業服 ジャケット

ト ジョギングパンツ スウ

エットシャツ スウェットパ

ンツ スーツ スカート ス

キージャケット スキーズボ

ンズボン スモック 礼服

(二) (八) 「略」

(九) キヤミソール タンクトツ

プ| ティーシャツ

(十)・(十一) 「略」

第二十
一 被服

五類

(一) 洋服

イブニングドレス 学生服

子供服 作業服 ジャケット

ト ジョギングパンツ スウ

エットパンツ スーツ スカ

ート スキージャケット ス

キーズボンズボン スモツ

ク 礼服

(二) (八) 「略」

(九) キヤミソール ティーシャ

ツ

(十)・(十一) 「略」

	<p>二 ガーター 靴下留め ズボン つり バンド ベルト 三〇六 [略]</p>	<p>第二十 六類</p>	<p>一〇六 [略]</p> <p>七 衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用ブローチ</p> <p>腕留め 帯留 ボンネットピン （貴金属製のものを除く。）</p> <p>ワッペン 腕章</p> <p>八 頭飾品</p> <p>入れ毛 髪しん 髪留め か</p>
--	---	-------------------	---

	<p>二 ガーター 靴下止め ズボン つり バンド ベルト 三〇六 [略]</p>	<p>第二十 六類</p>	<p>一〇六 [略]</p> <p>七 衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用ブローチ</p> <p>腕止め 帯留 ボンネットピン （貴金属製のものを除く。）</p> <p>ワッペン 腕章</p> <p>八 頭飾品</p> <p>入れ毛 髪しん 髪止め か</p>
--	---	-------------------	---

	第二十 七類	第二十 八類
もじ かんざし こうがい た ぼ留め たぼみの つけかつら 手から ねがけ ヘアネット ヘアバンド ヘアピン まげ 丸ぐし 結びリボン 元結 九十二 「略」	「略」	一五 「略」 六 おもちや (一) (七) 「略」 (八) セットおもちや 組み立てセットおもちや

	第二十 七類	第二十 八類
もじ かんざし こうがい た ぼ止め たぼみの つけかつら 手から ねがけ ヘアネット ヘアバンド ヘアピン まげ 丸ぐし 結びリボン 元結 九十二 「略」	「略」	一五 「略」 六 おもちや (一) (七) 「略」 (八) セットおもちや 組み立てセット 大工道具

三類	第三十	十二類	九〇三	第二十	
日本酒	一 清酒			〔略〕	大工道具セットおもちゃ まごとおもちゃ (九) 〔略〕 七 〔略〕 八 ペット用おもちゃ 〔略〕 九〇三 〔略〕

三類	第三十	十二類	九〇三	第二十	
〔新設〕	一 泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん			〔略〕	セット ままごとおもちゃ (九) 〔略〕 七 〔略〕 八 愛玩動物用おもちゃ 〔略〕 九〇三 〔略〕

五類	第三十	四類	第三十	
助言 市場調査又は分析 商品	一・二 [略]	三 マツチ 安全マツチ 硫黄マツチ ラフィンマツチ	一・二 [略]	二 焼酎 泡盛 三 合成清酒 白酒 直し みり ん 四 八 [略]
三 経営の診断又は経営に関する				

五類	第三十	四類	第三十	
助言 市場調査又は分析 商品	一・二 [略]	三 マツチ 安全マツチ 硫黄マツチ 黄 りんマツチ パラフィンマツチ	一・二 [略]	二 六 [略] [新設] [新設]
三 経営の診断又は経営に関する				

四類	第四十	十三類	九〜四	第三十	八類
二	一 〔略〕			第三十 〔略〕	(一) 電気通信（放送を除く。） 〔略〕 (二) 放送 〔略〕 二 報道をする者に対するニュー スの供給 三 電話機、ファクシミリその他 の通信機器の貸与
	二				あん摩、マッサージ及び指圧

四類	第四十	十三類	九〜四	第三十	八類
二	一 〔略〕			第三十 〔略〕	一 電気通信（放送を除く。） 〔略〕 二 放送 〔略〕 三 報道をする者に対するニュー スの供給 四 電話機、ファクシミリその他 の通信機器の貸与
	二				あん摩、マッサージ及び指圧

備考 〔略〕	第四十	一〇八	〔略〕	カイロプラクティック きゅ
	五類	九	ペットの世話	う 柔道整復 整体 はり
備考 〔略〕	第四十	一〇八	〔略〕	カイロプラクティック きゅ
	五類	九	愛玩動物の世話	う 柔道整復 はり
備考 表中の「」の記載は注記である。				

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、な

お従前の例による。